

都道府県・ 政令指定都市名	18 福井県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	未来創造部女性活躍課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福井県女性活躍推進庁内連絡会議	
設 置 年 月 日 (西暦) ・ 根 拠	2003年8月1日	根拠: 福井県女性活躍推進庁内連絡会議開催要綱
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、 懇 談 会 等 の 名 称	福井県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西暦)	2003年3月11日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月
名 称	ふくい“しあわせ実感”パートナープラン～第4次福井県男女共同参画計画～
改定・見直しの予定期期	2027年3月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福井県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西暦)	2002年10月11日
	施 行 日(西暦)	2002年11月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	2006年3月3日
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定期期(西暦):		年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値 根 拠 目標設定の対象である審議会等の範囲 目標設定の対象である審議会等における登用状況 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 目標値以外の目標設定 女性登用方策	調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	
	(西暦) 2026 年度まで %	50%または40%以上の審議会を90%		
	ふくい“しあわせ実感”パートナープラン～第4次福井県男女共同参画計画～			
	法令・政令・条例・要綱等に基づいて設置されている審議会等			
	調査時点コード	1	審議会等数(104)うち女性委員を含む審議会等数(103)	
	延総委員等数(1,159)	延女性委員等数(555)	女性比率(47.9)	
	調査時点コード	1	審議会等数(40)うち女性委員を含む審議会等数(39)	
	延総委員等数(503)	延女性委員等数(233)	女性比率(46.3)	
	調査時点コード	1	審議会等数(42)うち女性委員を含む審議会等数(41)	
	延総委員等数(645)	延女性委員等数(248)	女性比率(38.4)	
	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)	
	延総委員等数(69)	延女性委員等数(26)	女性比率(37.7)	
	1. 人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数 人 (年 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 委員の公募(1. 有 2. 無)	1 1	そ の 他 []

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計					(人) 26	うち女性数(D) 3	女性比率(%) 11.5	(人) 48	うち女性数(F) 7	女性比率(%) 14.6	(人) 275	うち女性数(G) 60	女性比率(%) 21.8
	うち一般行政職		303	67	22.1	19	3	15.8	39	7	17.9	245	57	23.3
支庁・地方事務所等	計		294	72	24.5	10	1	10.0	40	4	10.0	244	67	27.5
	うち一般行政職		147	43	29.3	2	0	0.0	23	2	8.7	122	41	33.6
全体	計		643	142	22.1	36	4	11.1	88	11	12.5	519	127	24.5
	うち一般行政職		450	110	24.4	21	3	14.3	62	9	14.5	367	98	26.7
再掲	警察関係		76	4	5.3	11	0	0.0	13	0	0.0	52	4	7.7
	教育委員会		66	11	16.7	1	0	0.0	6	2	33.3	59	9	15.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)			
本庁	計		216	40	18.5	488	124	25.4	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
	うち一般行政職		104	34	32.7	281	111	39.5			
支庁・地方事務所等	計		286	74	25.9	360	78	21.7	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
	うち一般行政職		186	57	30.6	88	32	36.4			
全体	計		502	114	22.7	848	202	23.8	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
	うち一般行政職		290	91	31.4	369	143	38.8			
再掲	警察関係		240	27	11.3	492	64	13.0	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
	教育委員会		37	22	59.5	28	9	32.1			

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計		40	11	27.5	44	16	36.4	68	23	33.8
	うち一般行政職		40	11	27.5	38	15	39.5	66	22	33.3
支庁・地方事務所等	計		34	12	35.3	77	27	35.1	143	53	37.1
	うち一般行政職		31	10	32.3	46	21	45.7	66	25	37.9
全体	計		74	23	31.1	121	43	35.5	211	76	36.0
	うち一般行政職		71	21	29.6	84	36	42.9	132	47	35.6
再掲	警察関係		4	1	25.0	42	8	19.0	52	6	11.5
	教育委員会		12	1	8.3	8	6	75.0	35	12	34.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○	○			○	◎			○			
課長補佐相当職	○		○		○	◎		○	○			
係長相当職	○		○		○	◎		○	○			

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,171	184	15.7
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	315	154	48.9
うち 上級	204	88	43.1
うち 一般行政職	149	72	48.3
うち 上級	124	63	50.8
うち 警察関係	51	9	17.6
うち 上級	30	3	10.0

問7-7 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1.	明記した規定があり、認めている。
2.	明記した規定はないが、運用上認めている。
3.	明記した規定がない、運用上も認めていない。
4.	明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	①福井県職員旧姓使用取扱要綱 ②福井県警察における旧姓使用の取扱いについて(通達)
該当部分の条文(本文)	<p>①(旧姓の使用) 第2条 職員は、知事の承認を受けて、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>②1 旧姓の使用 職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を推進するため、文書等に使用する職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の届出があった場合、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、旧姓の使用を認めることとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
41	5	12.2	14	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	福井県生活学習館			愛称・通称	ユ一・アイふくい				
設置年月日(西暦)	1995年7月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号 : 918-8135 住 所 : 福井県福井市下六条町14-1 電話番号 : 0776-41-4200 FAX番号 : 0776-41-4201 ホームページ: http://www.manabi.pref.fukui.jp/you-i/								
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 福井県未来創造部生活学習館) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 福井県未来創造部生活学習館) 指定管理者(名称:) その他()								
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	6 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	0 人	予算額	2025年度	153,548 千円		
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの:○	○ 1. 連携・協働(主な事項: ふくいきらめきフェスティバルの開催) ○ 2. 広報啓発(主な事項: 広報誌の発行) ○ 3. 講座(主な事項: 男女パートナーシップ推進、次世代育成、働く女性のキャリアアップ応援、企業における女性活躍推進、家事・育児参画) ○ 4. 相談事業(主な事項: 女性の総合相談(一般相談、法律相談、こころの相談)、女性のキャリア相談、再就職相談、保健所・子育て相談、起業相談) 5. 実態把握(主な事項:) 6. 調査研究(主な事項:) 7. 國際交流(主な事項:) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 男女共同参画に関する資料・図書の整理及び貸出) 9. 苦情処理(主な事項:) 10. その他(主な事項: ピアサポートサロンの開催、チャイルドルームの運営、生理用品の配布 ふくいきらめきフェスティバルの開催)								

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人ふくい女性財団		基金・基本財産額	487,700 千円
設置年月日(西暦)	1995年11月1日		出資者	県、市町、民間

2つある場合

名 称		基金・基本財産額		千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1 2. 無	問10-2 名称等: 公益財団法人ふくい女性財団	加盟団体数	42
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1 2. 無			
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	<p>○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [内容: ふくいきらめきフェスティバル実行委員会の運営]</p>			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市区町村職員研修会の開催
- 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 [名称 :
概要 :]
- 7. その他 [内容 :]

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 [内容: 育休中の女性職員の研修参加を可能としている。育休中の女性職員向け職場復帰研修を実施。]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	242,009	259,103	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.048 %	0.052 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	95,773	0	令和7年度の施設整備費については、令和6年度2月補正予算において前倒し計上を行ったため、令和7年度においては繰越予算として扱うため0円。(参考224,070円)

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況	※該当するもの:○	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○		
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○			
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○		
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得			
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
3 役員に占める女性割合に関する項目		○	
4 管理職に占める女性割合に関する項目		○	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○	
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○	
9 短時間正社員制度の導入		○	
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)			
12 その他			

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「ふくい女性活躍推進企業」登録制度
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	「ふくい女性活躍推進企業」優良活動表彰(3,4,5,6,7,8,9,10)、女性登用アワード(4)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1. 有 2. 無	問17-1 男女共同参画年次報告書 名 称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1. 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発	①男女共同参画月間キャンペーン ②男女共同参画啓発パンフレットの作成 ③民間情報誌への男女共同参画啓発記事の掲載 ④共家事・ラク家事促進によるゆとり時間創出事業 ⑤女性活躍を進める企業のプロモーション事業 ⑥ロールモデルの発信 .	①パネル・啓発図書の展示、アンケートの実施 ②小学生・中学生・高校生・一般(地域)向け啓発パンフレットの作成 ③民間の情報誌に男女共同参画関連の記事掲載 ④PR動画やポスターを作成し、共家事促進店等に配布 ⑤女性のリーダーや管理職登用を進める企業に対し、インセンティブとして県が学生等に向けプロモーションを実施。 ⑥様々な分野で活躍する県内女性と女性の活躍を応援する男性をWEBメディア等で発信し、女性の自己実現を支援	①6月 ②5~6月 ③11月 ④9月~11月 ⑤7月~3月 ⑥10月~3月
2. 表彰	①福井県男女共同参画社会づくり功労者知事表彰 ②ふくい女性のチャレンジ賞表彰 ③ふくい女性活躍推進企業優良活動表彰 ④女性登用アワード .	①男女共同参画社会づくりに長年貢献してきた個人・団体を表彰 ②起業、NPO活動等様々な分野でチャレンジした個人・グループを表彰 ③県独自の認証制度に登録している企業の中でも、特に顕著な取組みをしている個人・グループおよび企業を表彰 ④女性登用を積極的に進める企業を顕彰	①個人2名、2団体 ②10件 ③個人・グループ10組、企業3社程度 ④50社程度 ①6月 ②2月 ③2月 ④2月
3. 講座	①女性のためのキャリアアップ研修事業「ハッピーキャリア緑カレッジ」 ②企業向けアンコンシャス・バイアス研修 ③地域向けアンコンシャス・バイアスセミナー ④ゆとり時間創出セミナー .	①企業で働く女性を対象に「管理職育成コース」「リーダー育成コース」「NEXTリーダーコース」「トライアルコース」を設け、研修を実施 ②企業向けに経営者・管理職向けと一般職員向けと総務・人事担当者向けのアンコンシャス・バイアス研修を実施 ③特定の地域を選び、市町と共同して自治会等におけるジェンダーギャップの解消を目的としたセミナーを実施 ④県民向けに家事の時短を学ぶセミナーを実施	①約300名 ②300名 ③100名 ④51名 ①7~3月 ②12月 ③11月、1月 ④9月8日
4. 相談事業	.		
5. 情報収集・提供	女性活躍支援ポータルサイト「ふくい働く女性の応援サイト」の運営	女性の活躍支援に関する情報を一元化し、発信	通年
6. 苦情処理	.		
7. 交流促進	.		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	①企業の女性活躍推進事業 ②共家事・ラク家事促進によるゆとり時間創出事業 .	①「ふくい女性活躍推進企業」登録制度の周知、社会保険労務士等が女性活躍コンシェルジュとして企業を訪問し、女性活躍推進のメリットを説明、様々な支援を実施 ②PR動画やポスターを作成し、共家事促進店等に配布	①通年 ②11月
9. 国際交流・海外派遣事業	.		
10. 調査研究	①お茶の水女子大学との共同研究 ②第5次福井県男女共同参画計画策定準備事業 .	①福井県とお茶の水女子大学の相互協力協定に基づき、共同研究を実施 ②第5次計画策定のための企業および県民意識調査を実施	①9月 ②10~11月
11. その他	.		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	福井県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	

規 則 名	福井県議会議員の通称名等の使用に関する要綱
条文本文	
○福井県議会議員の通称名等の使用に関する要綱(関係する部分のみ抜粋)	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。	
2. 位置付けられていない。	
3. その他(不明等)	
計画、指針名	
該当部分の規定	

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	17 人	うち女性数	3 人	女性比率	17.6 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1	1. 実施している
	2. 実施していない

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。
(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例	
	2. 条例以外(要綱など)	

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1	1. あり
	2. なし

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性	任期:	2023年5月22日	~	2027年5月21日
副 知 事		2 人	(女性 1 人、	男性 1 人)	

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	54	26	48.1	
	都道府県防災会議(委員のみ)	53	26	49.1	
内 証	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	1	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	9	5	55.6	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者たちのうち当該都道府県の知事が任命する者	20	20	100.0	
2	国土利用計画地方審議会	7	4	57.1	
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	22	1	4.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※60の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	24	12	50.0	6と統合
	7 精神医療審査会	15	3	20.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	9	5	55.6	
	9 都道府県医療審議会	25	8	32.0	
	10 準看護師試験委員会	7	3	42.9	
	11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12 地方社会福祉審議会	21	10	47.6	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	16	9	56.3	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	6	54.5	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
	16 都道府県農業共済保険審査会	3	0	0.0	
	17 都道府県森林審議会	10	5	50.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	8	4	50.0	
	19 建築審査会	5	3	60.0	
	20 都道府県建築士審査会	5	3	60.0	
	21 都道府県都市計画審議会	18	5	27.8	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	10	5	50.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	30	1	3.3	
	25 公害健康被害認定審査会	12	6	50.0	
×	26 硫素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27 都道府県児童福祉審議会	9	5	55.6	
	28 地方港湾審議会	29	14	48.3	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	16	10	62.5	
	31 介護保険審査会	15	7	46.7	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	13	2	15.4	
	34 警察署協議会	72	40	55.6	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
	37 都道府県国民保護協議会	57	4	7.0	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
	44 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	26	6	23.1	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	1	33.3	
	48 行政不服審査会	3	2	66.7	
	49 地域医療対策協議会	17	1	5.9	
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
×	51				
×	52				
×	53				
×	54				
×	55				
	合 計	645	248	38.4	
	女性委員の審議会数	1			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	3	75.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	9	5	55.6	
8	海区漁業調整委員会	15	4	26.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	5	50.0	
合 計		69	26	37.7	
女性委員0の委員会数		0			